

令和6年度 監査概要

令和7年4月
広島市監査委員

目 次

ページ

I	監査委員制度について	1
1	監査委員	1
2	監査事務局	2
II	令和6年度 監査の概要	3
1	監査の視点	3
2	監査の基本方針	4
3	監査事務の流れ	6
4	監査の結果	8
(1)	定期監査等	8
(2)	定期監査等の結果	
①	令和6年6月市長及び令和6年第2回市議会定例会報告分	8
②	令和6年9月市長及び令和6年第3回市議会定例会報告分	9
(3)	例月出納検査	12
(4)	決算審査	13
(5)	健全化判断比率及び資金不足比率審査	14
(6)	内部統制評価報告書審査	15
(7)	住民監査請求に基づく監査	15
5	定期監査等における指摘事項等のフォロー	16

I 監査委員制度について

1 監査委員

監査委員制度は、昭和21年の地方制度改正によって設けられた制度で、その翌年に制定された地方自治法において、監査委員は独立した執行機関の一つとして、法律上明確に位置付けられました。

さらに、補助組織である事務局の設置も定められました。

監査委員は、「市の財務に関する事務の執行」及び「市の経営に係る事業の管理」などが、法令等に従って適正に行われているかどうか、また、合理的かつ効率的に行われているかどうかといった観点から、独立した立場で監査を行います。

監査委員の選任は、人格が高潔で、市の財務管理、事業の経営管理等について優れた識見を有する者及び議員のうちから、市長が市議会の同意を得て行われます。

監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者は4年、議員のうちから選任される者は議員の任期によることになっています。

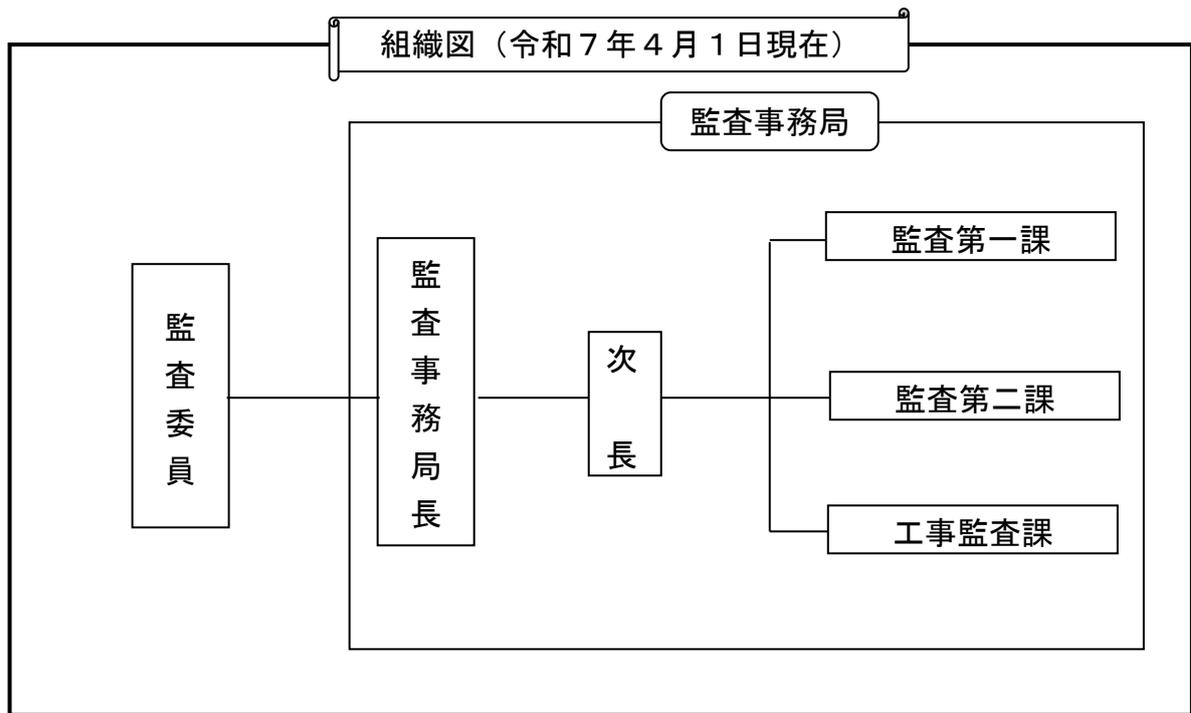
広島市では、監査委員は、次の4名で構成されています。

- ・ 識見を有する者として選任された委員 2名（うち1名は常勤）
- ・ 市議会議員として選任された委員 2名

			
代表監査委員（識見・常勤） 古川 智之 令和5年7月1日就任 （1期目）	監査委員（識見・弁護士） 井戸 陽子 平成31年4月1日就任 （2期目）	監査委員（議員選出） 定野 和広 令和6年6月29日就任	監査委員（議員選出） 石田 祥子 令和6年6月29日就任

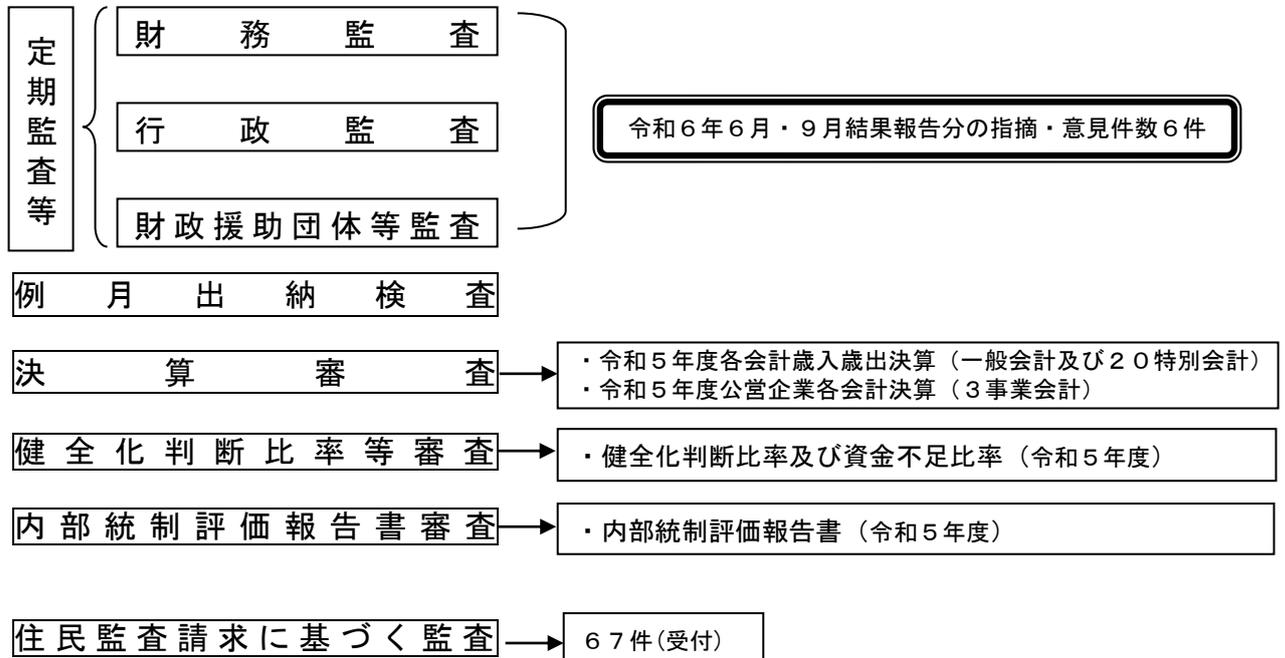
2 監査事務局

広島市では、監査委員の補助組織として監査事務局が設置されています。
監査事務局には3つの課があり、29名の職員がいます。
工事監査課には、土木、建築等を専門とする技術職員が配属されています。



Ⅱ 令和6年度 監査の概要

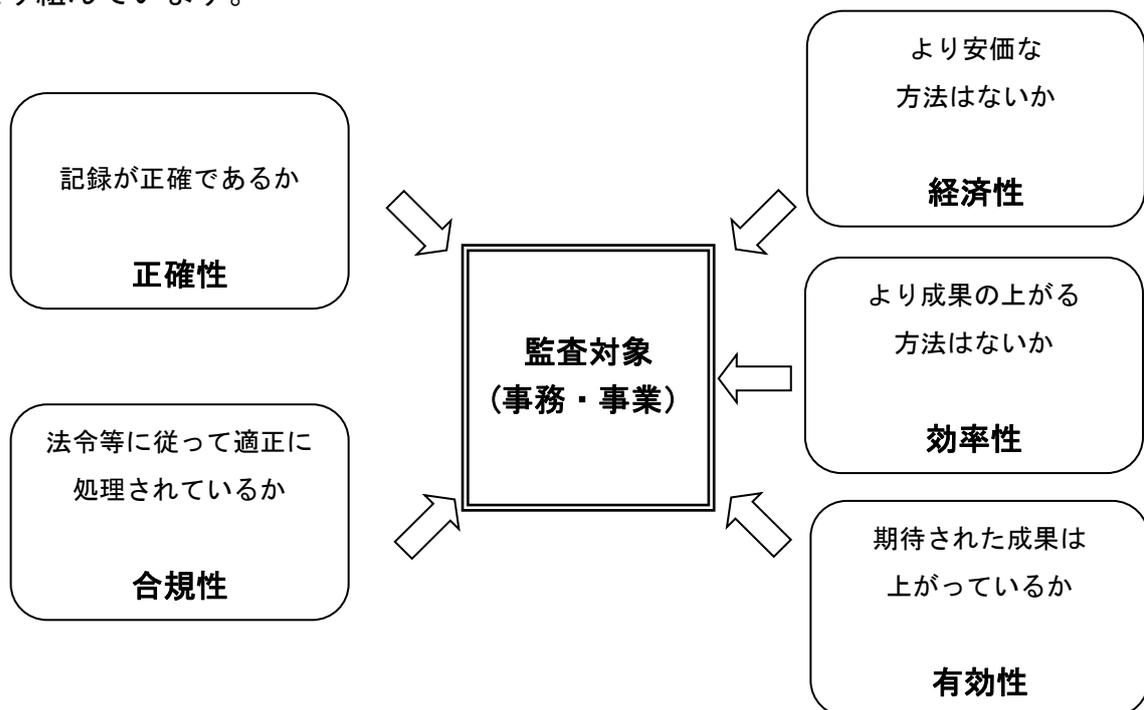
令和6年度に監査委員が監査結果を決定した主な監査等は、次のとおりです。



1 監査の視点

監査委員の役割は、市の行財政が公正かつ効率的に運営されるよう監査することです。

監査に当たっては、正確性、合规性、経済性、効率性及び有効性の5つの視点で取り組んでいます。



2 監査の基本方針

(1) 基本姿勢

- ① 広島市の事務事業について、正確性、合規性、経済性、効率性及び有効性の5つの視点で監査に取り組みます。
- ② 市議会での議論、市民の視点等を取り入れながら、監査基準に従って監査を実施します。
- ③ 監査の品質の維持向上を図るため、監査の専門性の向上等に努めます。

(2) 主な取組

① 財務監査（定期監査）、行政監査及び財政援助団体等監査

予算執行などの財務に関する事務や工事が、適正かつ効率的に行われているかどうか定期的に監査するとともに、必要に応じて、随時監査や行政監査、財政援助団体等に係る出納その他の事務に関する監査を実施しています。

（取組内容）

- ・ おおむね3年周期による計画的な財務監査及び財政援助団体等監査の実施
- ・ リスクの大きいテーマに注力した財務監査等の実施
- ・ 重点事項を定めた工事監査の実施

② 決算審査等及び例月出納検査

市長から審査に付された決算及びその附属書類や、健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる書類について、審査を実施しています。

また、市が保管する現金の出納事務が適正に行われているかどうか、毎月定められた日に検査を実施しています。

（取組内容）

- ・ 決算書の法令適合性の確認や証書類との照合などによる決算審査並びに健全化判断比率及び資金不足比率の審査の実施
- ・ 市長等から提出された検査調書等と金融機関発行の残高証明書との照合による例月出納検査の実施

③ 内部統制評価報告書審査

市長から審査に付された内部統制評価報告書について、審査を実施しています。

（取組内容）

- ・ 内部統制評価報告書に係る関係資料の入手、関係部局からの説明聴取及び定期監査等において得られた知見による、内部統制の整備状況及び運用状況の確認

④ 監査における指摘事項等のフォロー

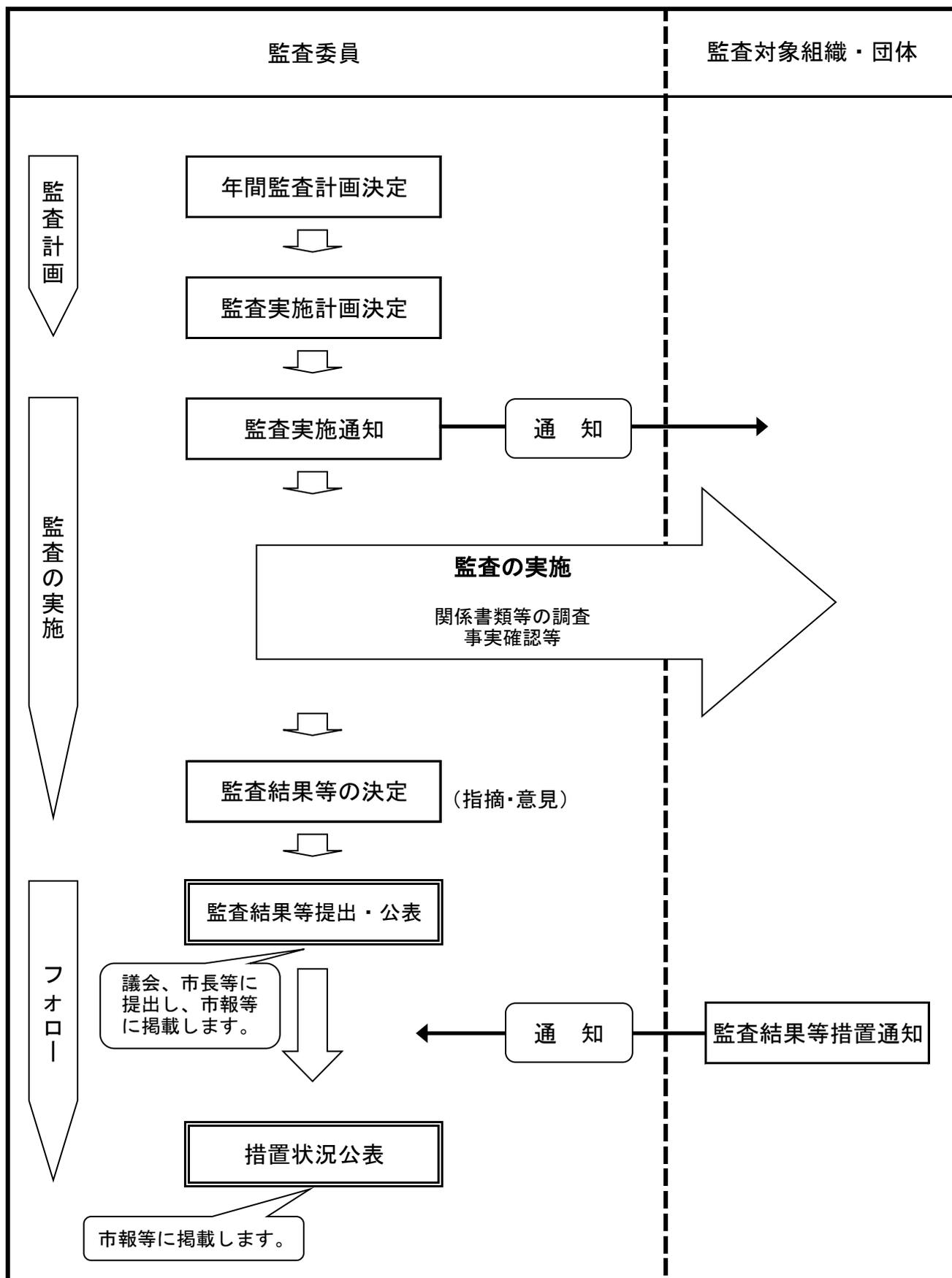
監査結果報告（指摘事項）等が全庁的に周知されておらず、同じ誤りが他の部局で繰り返される事例や、指摘事項等に対する措置が迅速になされていない事例が見受けられることから、再発防止等に向けた働きかけを行っています。

（取組内容）

- ・ 監査結果報告等の周知徹底による再発防止についての働きかけ
- ・ 市の事務管理を担当する部局等への監査結果報告等に対する早期対応の働きかけ

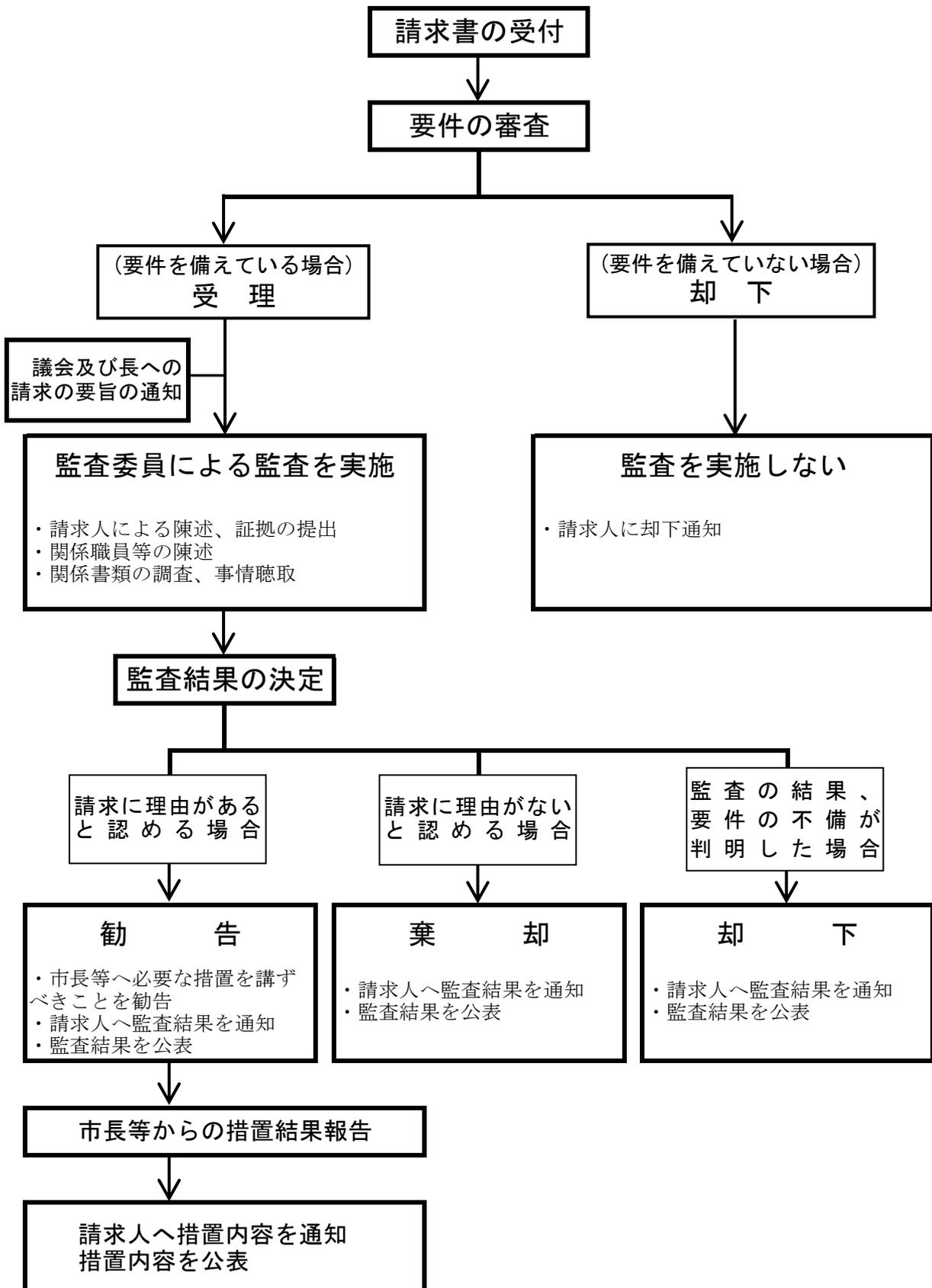
3 監査事務の流れ

(1) 定期監査等



(2) 住民監査請求に基づく監査

住民監査請求の請求書が提出された後の主な手続等は、次のとおりです。



4 監査の結果

(1) 定期監査等

① 財務監査及び行政監査

予算執行や財産管理等といった財務に関する事務が適正かつ効率的に行われているか、また、経営に係る事業が合理的かつ効率的に行われているか、おおむね3年サイクルで、定期的に財務監査（これを定期監査といいます。）及び行政監査を行っています。この監査は重点事項を定めて監査を実施しており、これら監査の結果、令和6年度では6件の指摘等を行いました。

② 財政援助団体等監査

市が補助金や貸付金などの財政的援助を与えている団体や市が4分の1以上出資している団体（26団体）について、所管局等への定期監査に併せて監査を実施しています。監査を行った結果、令和6年度では指摘等はありませんでした。

なお、指定管理者については、施設所管課の定期監査において問題が見受けられた場合に、必要に応じ監査を実施することとしています。

(2) 定期監査等の結果

① 令和6年6月市長及び令和6年第2回市議会定例会報告分

ア 監査の対象

- (ア) 企画総務局（総務課等）及び関連する各区役所の課
- (イ) 健康福祉局（高齢福祉部等）及び関連する各区役所の課並びに財政援助団体等（公益財団法人広島市老人クラブ連合会等）
- (ウ) こども未来局（保育園）
- (エ) 環境局（施設部施設課等）
- (オ) 都市整備局（都市整備調整課等）及び関連する各区役所の課並びに財政援助団体等（一般財団法人広島市都市整備公社等）
- (カ) 会計室
- (キ) 教育委員会（学校教育部等）及び関連する財政援助団体（一般財団法人広島市学校給食会）
- (ク) 監査事務局
- (ケ) 都市整備局（工事監査）
- (コ) 東区役所（工事監査）
- (カ) 南区役所（工事監査）
- (シ) 西区役所（工事監査）
- (ス) 佐伯区役所（工事監査）

イ 監査の実施期間

令和5年11月7日から令和6年5月17日まで

ウ 監査の範囲

- (ア) 令和5年度に属する収入、支出、契約等財務に関する事務等とした。ただし、必要に応じて過年度の事務も対象とした。また、財政援助団体等に

っては、出納その他の事務とした。

- (イ) 令和5年度に属する契約金額が100万円以上の工事、工事に関連する委託業務及び施設の維持管理業務とした（工事監査）。

エ 監査の結果

監査した限りにおいて、監査の着眼点に照らしておおむね適正であった。

② 令和6年9月市長及び令和6年第3回市議会定例会報告分

ア 監査の対象

- (ア) 企画総務局（人事部）及び関連する各区役所の課並びに財政援助団体（一般財団法人広島市職員互助会）
- (イ) 市民局（文化スポーツ部）及び関連する各区役所の課並びに財政援助団体等（公益財団法人広島市文化財団等）
- (ウ) 経済観光局（農林水産部）及び関連する各区役所の課並びに財政援助団体等（公益財団法人広島市農林水産振興センター）
- (エ) 道路交通局（道路交通企画課等）及び関連する各区役所の課
- (オ) 下水道局（施設部）及び関連する各区役所の課
- (カ) 消防局（総務課等）
- (キ) 水道局（営業部）
- (ク) 農業委員会事務局
- (ケ) 環境局（工事監査）
- (コ) 経済観光局（工事監査）
- (サ) 都市整備局（工事監査）
- (シ) 中区役所（工事監査）
- (ス) 安佐南区役所（工事監査）

イ 監査の実施期間

令和6年4月11日から同年8月20日まで

ウ 監査の範囲

- (ア) 令和5年度に属する収入、支出、契約等財務に関する事務等とした。ただし、必要に応じて過年度の事務も対象とした。また、財政援助団体等にあつては、出納その他の事務とした。
- (イ) 令和5年度に属する契約金額が100万円以上の工事、工事に関連する委託業務及び施設の維持管理業務とした（工事監査）。

エ 監査の結果

(ア) 指摘事項

【経済観光局】

（法定外公共物目的外使用許可事務について）

市は、法定外公共物である農道、林道及び里道（市街化区域内に存する

ものを除く。)等(以下「農道等」という。)を管理する者として、農道等を公共の用に供する上で通行安全確保の責務を有しているといえる。

各区役所維持管理課が所管する農道等に係る目的外使用許可事務において、許可を受けた者が掘削等の工事を行う場合は、広島市法定外公共物管理要綱の規定に基づき、所定の工事着手届及び工事完了届(以下「完了届等」という。)を提出し、工事完了届の提出後に検査を受けることとされており、各区役所維持管理課は、完了届等を漏れなく提出させるとともに、適切に工事が完了し、管理上の支障がないことを確認する必要がある。

しかしながら、各区役所維持管理課において作成している農道等に係る管理用の台帳について、一部の区役所維持管理課では完了届等の提出状況が確認できる記載欄が設けられていなかった。その結果、工事完了届の提出漏れを看過し、工事完了後の検査が行われていない事例が見受けられ、農道等の通行安全確保に係る事務を適正に実施しているとはいえない状況となっていた。

については、農道等の通行安全確保の責務を確実に果たすため、目的外使用許可事務全体を通しチェック体制の整備等内部統制の改善に努め、適正な事務処理の徹底を図られたい。

【道路交通局】

(道路占用許可事務及び法定外公共物目的外使用許可事務について)

市は、道路管理者として、道路法の規定に基づき、広島市道等における道路管理上の通行安全確保の責務を課せられている。また、法定外公共物である里道(市街化区域内に存するものに限る。以下「里道」という。)を管理する者として、里道を公共の用に供する上で同様の責務を有しているといえる。

各区役所維持管理課が所管する道路占用許可事務及び里道に係る目的外使用許可事務において、許可を受けた者が掘削等の工事を行う場合は、広島市道路占用規則又は広島市法定外公共物管理要綱の規定に基づき、所定の工事着手届及び工事完了届(以下「完了届等」という。)を提出し、工事完了届の提出後に検査を受けることとされており、各区役所維持管理課は、完了届等を漏れなく提出させるとともに、適切に工事が完了し、管理上の支障がないことを確認する必要がある。

しかしながら、複数の区役所維持管理課において、次のとおり、広島市道等又は里道の通行安全確保に係る事務を適正に実施しているとはいえない事例が見受けられた。

- ・道路占用許可事務にあつては、完了届等の提出や検査の実施状況を管理するために作成する必要がある「申請受付簿」が作成されておらず、その結果、完了届等の提出漏れを看過し、工事完了後の検査が行われていなかった事例
- ・里道に係る目的外使用許可事務にあつては、管理用の台帳が作成されていたものの、完了届等の提出状況が確認できる記載欄が設けられておらず、その結果、完了届等の提出漏れを看過し、工事完了後の検査が行われていなかった事例

- ・両許可に係る工事完了の検査後における決裁処理が行われていなかった事例

については、広島市道等又は里道の通行安全確保の責務を確実に果たすため、これらの許可事務全体を通しチェック体制の整備等内部統制の改善に努め、適正な事務処理の徹底を図られたい。

【下水道局】

(公共下水道敷地等占用許可事務について)

市は、公共下水道又は農業集落排水処理施設の敷地又は排水施設（以下「公共下水道敷地等」という。）を管理する者として、公共下水道敷地等を適切に管理する責務を有している。

各区役所維持管理課が所管する公共下水道敷地等に係る占用許可事務において、許可を受けた者が掘削等の工事を行う場合は、許可条件に基づき、所定の工事着手届及び工事完了届（以下「完了届等」という。）を提出し、工事完了届の提出後に検査を受けることとされており、各区役所維持管理課は、完了届等を漏れなく提出させるとともに、適切に工事が完了し、管理上の支障がないことを確認する必要がある。

しかしながら、複数の区役所維持管理課において、次のとおり、公共下水道敷地等の管理に係る事務を適正に実施しているとはいえない事例が見受けられた。

- ・完了届等に係る管理用の台帳が作成されておらず、その結果、完了届等の提出漏れを看過し、工事完了後の検査が行われていなかった事例
- ・工事完了の検査後における決裁処理が行われていなかった事例

については、公共下水道敷地等を適切に管理するため、占用許可事務全体を通しチェック体制の整備等内部統制の改善に努め、適正な事務処理の徹底を図られたい。

(イ) 監査の意見

【経済観光局】

(法定外公共物目的外使用許可事務について)

同時に行った道路交通局及び下水道局を対象とした監査において、道路交通局が所管する広島市道等の占用許可事務及び法定外公共物の目的外使用許可事務、下水道局が所管する公共下水道敷地等の占用許可事務についても完了届等の提出漏れの看過などの事例が複数見受けられた。

については、経済観光局、道路交通局及び下水道局においては、法定外公共物の目的外使用許可事務及び公共下水道敷地等の占用許可事務が広島市道等の占用許可事務に準じて行われることを踏まえ、各区役所維持管理課におけるそれぞれの事務が適正かつ効率的に行われるよう、連携して取り組まれたい。

【道路交通局】

(道路占用許可事務及び法定外公共物目的外使用許可事務について)

○管理台帳の見直し等の検討について

道路占用許可事務マニュアルにおいては、「申請受付簿」のほか、道路占用料徴収事務の進行管理に用いる「道路占用物件許可台帳」の作成を求めているが、これらは、いずれも道路占用許可事務に係る進行管理を目的とするものであり、内容が重複している。

については、事務を適正かつ効率的に行う観点から、管理台帳の見直し等を検討されたい。

○ 占用許可事務及び使用許可事務に係る全庁的な見直しの検討について

同時に行った経済観光局及び下水道局を対象とした監査において、経済観光局が所管する法定外公共物の目的外使用許可事務や下水道局が所管する公共下水道敷地等の占用許可事務についても完了届等の提出漏れの看過などの事例が複数見受けられた。

については、道路交通局、経済観光局及び下水道局においては、法定外公共物の目的外使用許可事務及び公共下水道敷地等の占用許可事務が広島市道等の占用許可事務に準じて行われることを踏まえ、各区役所維持管理課におけるそれぞれの事務が適正かつ効率的に行われるよう、連携して取り組まされたい。

【下水道局】

(公共下水道敷地等占用許可事務について)

同時に行った経済観光局及び道路交通局を対象とした監査において、経済観光局が所管する法定外公共物の目的外使用許可事務、道路交通局が所管する広島市道等の占用許可事務及び法定外公共物の目的外使用許可事務についても完了届等の提出漏れの看過などの事例が複数見受けられた。

については、下水道局、経済観光局及び道路交通局においては、公共下水道敷地等の占用許可事務及び法定外公共物の目的外使用許可事務が広島市道等の占用許可事務に準じて行われることを踏まえ、各区役所維持管理課におけるそれぞれの事務が適正かつ効率的に行われるよう、連携して取り組まされたい。

(ウ) (ア)(イ)以外

監査した限りにおいて、監査の着眼点に照らしておおむね適正であった。

(3) 例月出納検査

市の保有する現金の出納について、毎月定められた日に市長、会計管理者及び事業管理者から提出された検査調書と関係諸帳簿、証書類及び金融機関発行の残高証明書等とを照合することにより現金の出納事務が適正に行われているか検査を行います。

令和6年度に市長等に報告した検査結果（令和6年1月分～令和6年12月分）については、いずれも、現金の出納事務に誤りはありませんでした。

(4) 決算審査

市長から審査に付された決算及び附属書類について、関係法令に適合して作成されているかを確認するとともに、証書類と照合することなどにより、予算の執行等が適正に行われているか審査しています。

① 各会計歳入歳出決算（令和6年9月20日審査意見書提出）

令和5年度各会計歳入歳出決算（一般会計及び20特別会計）及び政令で定める書類は、重要な点において、いずれも関係法令に適合して作成されており、かつ、その計数は正確であり、予算執行は、おおむね適正であることを認めましたが、今後の財政運営に当たり、以下の意見を付しました。

意見

今後の財政運営に当たっては、本年2月に策定された「財政運営方針（令和6年度～令和9年度）」に掲げる目標の達成に向けて、財政運営の基本方針及び基本方針に基づく取組を着実に推進するとともに、物価高騰等の影響も注視しつつ、引き続き、的確な予算編成と適切かつ効率的な予算執行に意を用いながら、「世界に誇れる『まち』広島」の実現に向けて努力されたい。

② 公営企業会計決算（令和6年9月5日審査意見書提出）

令和5年度公営企業決算（水道事業・下水道事業・安芸市民病院事業）並びに事業報告書及び政令で定めるその他の書類は、重要な点において、いずれも関係法令に適合して作成されており、かつ、その計数は正確であり、経営成績と財政状態を明瞭に表示していることを認めましたが、各事業を取り巻く経営環境は依然として厳しいものと予測されることから、以下の意見を付しました。

水道事業に対する意見

中期経営計画（令和4年度～令和7年度）に基づき主要施策を推進するとともに、工事費の削減や水道料金等徴収業務の包括委託に係る委託範囲の拡大等による維持管理費の削減といった経営の効率化を図り、併せて企業債の借入額の抑制及び着実な残高の削減などによる財務体質の強化等に引き続き積極的に取り組まされたい。

下水道事業に対する意見

中期経営プラン（令和6年度～令和9年度）に掲げた整備計画を着実に推進するとともに、収入確保策及び支出削減策に積極的に取り組み、純利益を確保することにより、持続可能な経営基盤の確保を図られたい。

近年、全国的に頻発する豪雨災害の経験から、市民の安全・安心への関心がますます高まっている中で、合流式下水道で整備している中心市街地では、都市化の進展による雨水浸透域の減少や局所的な豪雨に下水道の排水能力が対応できていないため、今後とも浸水被害の発生が懸念される。これまでも浸水対策は実施されてきたが、浸水被害の軽減に向け、中期経営プランに基づき、引き続き浸水対策を着実に推進されたい。

安芸市民病院事業に対する意見

安芸市民病院は、平成18年度から指定管理者制度を導入し、一般社団法人広島市医師会が指定管理者として運営している。現在、老朽化した施設の建替えに取り組んでいるが、指定管理者と連携し、将来にわたって安定した経営が継続できるよう引き続き経営の効率化に取り組むとともに、収益の確保に努められたい。

安芸市民病院と地方独立行政法人広島市立病院機構に属する4つの病院とが引き続き連携し、市民に信頼され、必要とされる質の高い医療を継続的かつ安定的に提供し、多様化・高度化する市民のニーズへの的確な対応に努められたい。

(5) 健全化判断比率及び資金不足比率審査（令和6年9月20日審査意見書提出）

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき審査に付された健全化判断比率、資金不足比率及びそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類について、同法その他関係法令等に適合し、かつ、正確であるか審査しています。

① 健全化判断比率

令和5年度決算に係る健全化判断比率について審査した結果、正確であることを認めましたが、以下の意見を付しました。

意見

実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字額及び連結実質赤字額がないため算定されていない。

実質公債費比率及び将来負担比率については、令和4年度に比べて、実質公債費比率は改善しているが、将来負担比率は悪化している。なお、いずれの比率も本市に適用される早期健全化基準を下回っている。

今後も厳しい財政状況が予想されるため、本年2月に策定された「財政運営方針（令和6年度～令和9年度）」に沿って、引き続き財政の健全化に努められたい。

② 資金不足比率（6会計）

令和5年度決算に係る資金不足比率について審査した結果、正確であることを認めましたが、以下の意見を付しました。

意見

資金不足比率は、いずれの会計においても資金の不足額がないため、算定されなかったが、中央卸売市場事業特別会計及び国民宿舎湯来ロッジ等特別会計においては、一般会計からの繰入金（補填）により資金の不足額がない状況にあることを踏まえ、今後も一層の経営の健全化に努められたい。

(6) 内部統制評価報告書審査（令和6年8月9日審査意見書提出）

市長から審査に付された内部統制評価報告書について、市長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているか審査しています。

令和5年度広島市内部統制評価報告書を審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当であることを認めました。

(7) 住民監査請求に基づく監査

市民から、執行機関や職員による違法又は不当な公金の支出、財産の管理、契約の締結など財務会計上の行為について監査の請求があったものについて、監査を行います。令和6年度は11件の監査結果を公表しました。

件名（監査結果公表日）	結果
道路防災工事請負契約の是正を求める措置請求 （令和6年4月15日）	棄却
道路防災工事請負契約の是正を求める措置請求 （令和6年4月15日）	棄却
旧広島商工会議所ビルディングの運営・管理について （令和6年4月26日）	一部却下・一部棄却
道路防災工事の変更契約の是正を求める措置請求 （令和6年8月29日）	棄却
道路防災工事の変更契約の是正を求める措置請求 （令和6年8月29日）	棄却
道路防災工事において不当な利益供与が行われたと 思料されることの是正を求める措置請求 （令和6年11月11日）	棄却
道路防災工事において不適切な設計変更が行われた と思料されることの是正を求める措置請求 （令和6年11月11日）	棄却
道路防災工事において不適切な設計変更が行われた と思料されることの是正を求める措置請求 （令和6年12月5日）	棄却
道路防災工事において不適切な設計変更が行われた と思料されることの是正を求める措置請求 （令和6年12月11日）	棄却
道路防災工事において不適切な道路工事が変更追加 されたことの是正を求める措置請求 （令和6年12月11日）	棄却
損害賠償請求の怠る事実に関する措置請求 （令和7年3月27日）	一部棄却・一部却下

5 定期監査等における指摘事項等のフォロー

監査結果報告等の周知徹底による再発防止について働きかけるとともに、市の事務管理を担当する部局等に対して監査結果報告等に対する早期対応を働きかけています。

監査の結果・意見に対する措置・対応の状況（平成27年度～（過去10年間））

（単位：件）

区 分	監査の結果（指摘事項）			監 査 の 意 見		
	指 摘	措置済	残	意 見	対応済	残
平成27年度	1 (1)	1 (1)	0 (0)	1 (1)	1 (1)	0 (0)
平成28年度	3 (4)	3 (4)	0 (0)	2 (3)	2 (3)	0 (0)
平成29年度	1 (5)	1 (5)	0 (0)	2 (5)	2 (5)	0 (0)
平成30年度	2 (7)	2 (7)	0 (0)	0 (5)	0 (5)	0 (0)
令和元年度	2 (9)	2 (9)	0 (0)	1 (6)	1 (6)	0 (0)
令和2年度	1 (10)	1 (10)	0 (0)	0 (6)	0 (6)	0 (0)
令和3年度	2 (12)	2 (12)	0 (0)	0 (6)	0 (6)	0 (0)
令和4年度	2 (14)	2 (14)	0 (0)	0 (6)	0 (6)	0 (0)
令和5年度	1 (15)	1 (15)	0 (0)	0 (6)	0 (6)	0 (0)
令和6年度	3 (18)	0 (15)	3 (3)	3 (9)	0 (6)	3 (3)
合 計	18	15	3	9	6	3

措置済率 83%

対応済率 66%

注 令和7年3月末現在の件数で、（ ）は累計

登録番号	広Y7-2025-39
名称	令和6年度 監査概要
主管課 所在 地	広島市監査事務局監査第一課 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 TEL 082-504-2533 (直通)
発行年月日	令和7年4月16日